福岡市　公衆浴場法施行条例

条例第76号

 (構造設備に関する措置の基準)

第4条　法第3条第2項に規定する営業者が講ずべき入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準(以下「措置の基準」という。)のうち普通公衆浴場の構造設備に関するものは，次のとおりとする。

 (12)　原湯を貯留するための槽(以下「貯湯槽」という。)には，貯湯槽内の湯水の温度を，通常の使用状態において，摂氏60度以上に保つことができる加温装置を設けること。ただし，摂氏60度以上に保つことができないおそれがある場合にあっては，あわせて貯湯槽内の湯水を消毒するための設備を設けること。

(13)　原湯又は原水を送水するための配管は，浴槽水を循環させるための配管と接続せず，原湯又は原水を浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

(14)　循環させている浴槽水を使用する浴槽は，循環させている浴槽水を浴槽の底部に近い箇所で供給する構造とすること。

(15)　打たせ湯及びシャワーは，循環させている浴槽水を使用しない構造とすること。

(16)　屋内の浴槽は，配管等を通じて，屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混入しないような構造とすること。

(その他の措置の基準)

第5条　前条第1項に定めるもののほか，普通公衆浴場に関する措置の基準は，次のとおりとする。

 (8)　普通公衆浴場において使用する湯水は，常に清潔にして，次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に定める水質基準に適合させること。ただし，温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。)等を利用するため当該水質基準に適合させることができない場合であって，公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは，この限りでない。

ア　原湯，原水及び上がり用湯水　次に掲げる水質基準

(ア)　色度は，5度以下であること。

(イ)　濁度は，2度以下であること。

(ウ)　水素イオン濃度指数は，[p](http://www.city.fukuoka.lg.jp/d1w_reiki/reiki_honbun/q003RG00001215.html#l000000000)H5.8以上pH8.6以下であること。

(エ)　過マンガン酸カリウム消費量は，1リットル中10ミリグラム以下であること。

(オ)　大腸菌群は，50ミリリットル中に検出されないこと。

(カ)　レジオネラ属菌は，100ミリリットル中10CFU未満であること。

イ　浴槽水　次に掲げる水質基準

(ア)　濁度は，5度以下であること。

(イ)　過マンガン酸カリウム消費量は，1リットル中25ミリグラム以下であること。

(ウ)　大腸菌群は，1ミリリットル中に1個以下であること。

(エ)　レジオネラ属菌は，100ミリリットル中10CFU未満であること。

ウ　飲用として使用する水道水以外の水(温泉法第15条第1項の規定により飲用の許可を受けている温泉を除く。)　水道法(昭和32年法律第177号)第4条に規定する水質基準

(9)　浴槽水は，1日に1回以上(集毛器，消毒装置及びろ過器のいずれも備えた浴槽において浴槽水を循環させている場合にあっては，1週間に1回以上)完全に換水をすること。

(10)　浴槽水は，常に満水状態を保ち，かつ，原湯若しくは原水又は十分にろ過した湯水を供給することにより溢水させ，清浄に保つこと。

(11)　浴槽水の水質検査を1年に1回以上(24時間以上完全に換水をしないで浴槽水を循環させている場合にあっては，1年に2回以上)行い，その成績書(当該成績書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)を3年間保存すること。

(12)　24時間以上完全に換水をしないで浴槽水を循環させている場合にあっては，浴槽水を消毒するための塩素系薬剤を適切な位置に投入し，浴槽水1リットル中0.2ミリグラム以上の遊離残留塩素濃度を保つこと。ただし，これに代わる有効な方法で消毒する場合は，この限りでない。

(13)　浴槽水を循環させるために使用する設備は，定期的に清掃し，及び消毒するとともに，適切な維持管理を行うこと。

(14)　貯湯槽内の生物膜の状況を定期的に把握し，必要に応じ生物膜の除去を行うために清掃し，及び消毒すること。

(15)　貯湯槽内の湯水の温度は，摂氏60度以上に保つこと。ただし，摂氏60度以上に保つことができない場合にあっては，貯湯槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。

(16)　浴槽水を回収するための槽(以下「回収槽」という。)内の湯水は，浴用に供しないこと。ただし，やむを得ず浴用に供する場合にあっては，回収槽内を十分に清掃し，及び消毒するとともに，回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。

(17)　気泡発生装置，ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置した浴槽には，24時間以上完全に換水をしないで循環させている浴槽水を使用しないこと。

(18)　気泡発生装置等の空気取入口には，ほこり等が入らないようにすること。

(19)　打たせ湯及びシャワーには，循環させている浴槽水を使用しないこと。

(20)　前各号に掲げる措置を適正に講じるための手引書を作成し，従業者に周知させること。

(21)　貯湯槽内の湯水の温度及び第12号本文に規定する措置を講じる場合における遊離残留塩素濃度を1日に2回以上測定し，その記録(同号ただし書及び第15号ただし書に規定する措置に関する記録を含む。)を3年間保存すること。

以上

福岡市　公衆浴場法施行細則＜抜粋＞

規則第84号

全文省略